

令和5年第3回定例教育委員会

令和5年3月29日(水) 午前10時01分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長 委員 委員 委員 委員	黒川淳司 支部英孝 林大輔 須田壽美江 麓美絵	説明員	教育部長 教育部次長 学校教育支援室長 総務課長 学校教育課長 学校教育課参事 教育支援課長 給食センター長 対雁調理場長 生涯学習課長 スポーツ課長 スポーツ課参事 情報図書館長 郷土資料館長 郷土資料館参事 記録員 傍聴者	伊藤忠信 藤学 中島桂一 山崎浩克 川口直也 浅木義博 清水さおり 根廻哲哉 佐藤友彦 田中紀克 堀井修典 稲垣恭典 表誠 櫛田智幸 兼平一志 河崎真大 なし
-----	-----------------------------	-------------------------------------	-----	---	---

1 報告事項

- (1) 令和5年第1回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 江別市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の公募について
- (3) 旧町村農場保存活用推進事業について
- (4) 姉妹都市グレシャム市及び友好都市土佐市との教育交流について
- (5) 適応指導教室「すぽっとケア」の拡充について

2 審議事項

- (1) 令和5年議案第7号
江別市教育委員会の所管に係る江別市個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について
- (2) 令和5年議案第8号
江別市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 令和5年議案第9号
江別市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について

3 その他

- 各課所管事項について
 - (1) 江別市学校運営委員会委員の委嘱について
 - (2) 江別市スポーツ推進委員の委嘱について
- 次回教育委員会予定案件について
- 令和5年第4回定例教育委員会の日程について

会 議 録

黒川教育長	<p>(開会)</p> <p>ただいまから、令和5年第3回定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、配付のとおりであります。</p> <p>会議に先立ち、本日の会議録署名人を、支部委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>1の報告事項(1) 令和5年第1回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。</p>
伊藤教育部長	<p>伊藤教育部長お願いします。</p> <p>令和5年第1回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>教育委員会関係分は、3月3日から6日までに、計3名の議員から一般質問がありました。</p> <p>資料2ページをお開き願います。</p> <p>はじめに齊藤議員から「困難を抱える子供や家庭に対する支援について」、2点質問がありました。1点目の「不登校の子供たちへの支援について」への答弁では、市内の不登校児童生徒数は、令和3年度は258人と全国、全道と同様に増加傾向である。</p> <p>こうしたことから、教育委員会では、令和3年度に、校長会、教頭会の代表者などによる「不登校支援に関する意見交換」を実施し、「不登校児童生徒支援の基本的事項」を取りまとめ、全市で推進することとしている。</p> <p>この基本的事項では、登校支援室も位置付けており、特に中学校において取組が進んでおり、来年度には市内8校全校で設置される予定である。</p> <p>支援室では、授業が入っていない教員や、養護教諭などが生徒を支援しており、教育委員会としては、支援体制の充実が課題であると考えている。</p> <p>不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育機会の確保は重要であることから、引き続き、先進地の取組事例も参考にしながら、支援を充実させていくと、答えています。</p> <p>2点目の「薬物乱用防止対策について」の質問への答弁では、学習指導要領において、薬物の乱用が心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因になることや、入手しやすい社会環境などによって助長されることから、適切に対処することについて指導することが重要とされている。</p> <p>こうしたことから、教育委員会が警察及び関係団体に講師派遣を要請し、薬物乱用防止教室を開催しており、令和4年度は、25校中23校で開催している。</p> <p>また、北海道知事から委嘱を受けた薬物乱用防止指導員を配置し、児童生徒が違法な薬物に興味を抱くことの危険性などについて、学校に周知啓発を行っている。</p> <p>薬物乱用の有害性や危険性などについて、発達段階に応じた教育を行うことが重要であると考えており、引き続き学校や関係機関と連携しながら、薬物乱用に関する未然防止教育に取り組んでいくと、答えています。</p> <p>資料3ページをお開き願います。</p> <p>これに対し、齊藤議員から、1点目の「不登校の子供たちへの支援について」に係って再質問があり、「登校支援室における具体的な取組内容、及びそのあり方について」の答弁では、中学校では、相談室や図書室などを支援室として活用しており、現在、全体で45人の生徒が利用している。</p> <p>支援室では、学習支援のほか、担任教諭が学級の様子を伝えに来るなど、生徒が集団生活に戻るきっかけ作りも行われている。</p> <p>児童生徒の居場所を校内に用意することは、学習支援の側面のみならず、社会的自立に向けた支援としても重要であると認識しており、他市の取組事例も参考にしながら、引き続き学校と連携し、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援に努めていくと、答えています。</p> <p>次に、稲守議員から「新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することへの対応について」、1点質問がありました。</p> <p>「市内公立小・中学校におけるマスク着脱の対応について」への答弁では、小・中学校における新型コロナウイルス感染症の感染対策は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に基づき、対策を徹底し、教育活動の継続に努めてい</p>

る。

また、年度内の教育活動は、適切なマスク着用を継続するよう、北海道教育委員会から通知されている。

4月1日以降の教育活動におけるマスク着用の具体的な取扱いについては、今後、国から示される予定となっている。

なお、卒業式については、限定的な取扱いとして、児童生徒はマスクを外すことを基本としつつ、マスクの着脱を強いることのないよう、国から示されている。

教育活動におけるマスクの着脱については、児童生徒の意思を尊重することが大切と考えており、誹謗中傷などに繋がることの無いよう、周知を図るとともに、学校と連携し、児童生徒の主体的な判断が尊重されるよう、適切に対応していくと、答えています。

資料4ページをお開き願います。

次に、徳田議員から、「デフリンピック支援と共生社会の推進について」、2点質問がありました。1点目の「障がい者がスポーツや文化芸術に取り組む環境や基盤を整備することについて」への答弁では、

市の公共施設については、誰もが利用しやすい施設となるよう、スロープや手すりなどのバリアフリーに対応した施設整備を行ってきている。

加えて、市内体育館では、サウンドテーブルテニスなどの競技用具の貸し出しを行い、障がいのある方でもスポーツを楽しむことができる機会の提供に努めている。

また、共生社会の実現に向けた取組みとして、「パラ・スポ・in えべつ」の開催支援や、令和2年2月の開催直前に中止となった、知的障がい者のスポーツ大会「スペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲーム」の開催に向けては、関係団体と緊密に連携し、準備を行ってきたところである。

さらには、昨年江別市で初めて開催され、令和5年度以降も継続して実施される全国特別支援学校フットサル大会北海道大会への支援など、障がいのある方がスポーツに取り組むための環境整備に努めてきている。

文化・芸術分野においては、演劇公演への手話通訳者の派遣や陶芸体験の開催など、文化・芸術に触れる機会を提供してきた。

教育委員会としては、障がいの有無や種類を問わず、スポーツや文化・芸術活動に取り組むことが出来る環境は重要であると認識しており、引き続き、共生・多様性に配慮した環境整備に努めていくと、答えています。

2点目の「ホストタウンへの参加について」の質問への答弁では、「ホストタウン」制度は、東京オリンピック・パラリンピックにおいて、全国の地方公共団体と大会参加国との相互交流を図るとともに、地域の活性化を推進することを目的に、国が創設した制度である。

当市においては、コロナ禍において、交流に制限があること等から、ホストタウンの登録を見送ったが、トップアスリートとの交流等によるスポーツ振興は、大変重要であると認識しており、国際大会の事前合宿を積極的に受け入れている。

これまで、ラグビーワールドカップでは、オーストラリア代表チームを、また、東京オリンピックでは、フランスのマラソン・競歩選手団の事前合宿を受入れており、トップアスリートから練習方法などを学ぶ機会として、市内の高校生や中学生との交流事業を行っており、子どもたちにとっては、大変貴重な経験となったと考えている。

2025年に開催されるデフリンピックは、聴覚に障がいのある方たちの国際競技大会であり、デフアスリートとの交流は、共生社会を構築するための重要な契機になると認識している。

デフリンピックを応援する取組みやホストタウンについては、今後、国や主催団体の動向を注視しながら、関係団体とも相談していくと、答えています。

資料5ページをお開き願います。

これに対し、徳田議員から、1点目の「障がい者がスポーツや文化芸術に取り組む環境や基盤を整備することについて」に係って再質問があり、「多様な障がいに対応して行くため、施設整備においては当事者の意見を積極的に反映させる必要について」の答弁では、市の公共施設については、平成6年に制定されたいわゆるハートビル法や、平成18年に制定されたいわゆるバリアフリー新法に基づき、高齢者や障がいのある方に配慮した公共施設の整備を、順次、進めてきた。

	<p>これに加え、アンケート等で、利用者からご要望があった、体育館の玄関スロープの改善や公民館のトイレ手すりの取り付けなどについて、速やかに改善を行ってきた。</p> <p>教育委員会としては、施設整備や改修の際に、利用者や障がいのある方の意見を反映することは、重要であると認識しており、広く関係団体の意見を聞くなど、引き続き、誰もが利用しやすい施設の環境づくりに努めていくと、答えています。</p> <p>以上です。</p>
黒川教育長	<p>ただいま報告のありました、令和5年第1回江別市議会定例会の一般質問について、質問等がございましたらお受けします。</p>
須田委員	<p>最初の登校支援室についてですが、児童生徒の居場所を校内に用意することはとても良いことだと思います。今、中学校において取組が進んでいるということですが、これは小学校でも取り組んでいくという考えはあるのでしょうか。</p>
清水教育支援課長	<p>登校支援室は、中学校では残り1校が来年度に開設予定となっております、これは学校が独自に取り組んでいるところでございます。小学校につきましても既に17校のうち10校が設置しております。それ以外の設置していない小学校につきましても、中学校に比べるとまだ不登校児童の人数が少ないということもあり、保健室や別室などの対応でそれぞれの学校が取り組んでいるところでございます。</p>
須田委員	<p>また、現在中学校で登校支援室に通っている生徒が全体で45人ということですが、この生徒たちは、ずっと継続している子ども達なのでしょうか。</p>
清水教育支援課長	<p>先日、中学校に確認したところ、毎日来れる生徒もいれば、来ると言っていて来れなかったり、その子その子に応じて、登校の日数が異なっていると聞いております。</p>
須田委員	<p>登校支援室に通っている生徒で、重複してすぼっとケアに通っている子もいるのでしょうか。</p>
清水教育支援課長	<p>すぼっとケアに通っている生徒が、実際、中学校の登校支援室に通っているというお子さんもおります。すぼっとケアが午前中までですので、例えば、午前中にすぼっとケアに行き、午後には学校にプリントを取りに登校支援室に行くお子さんもおりますので、登校支援室とすぼっとケアを併用しているお子さんもおります。</p>
麓委員	<p>登校支援室に通っている45人という生徒の数は、学校の方に来て登校支援室を利用している人数と思いますが、実際、学校に全く来ていない不登校の生徒もいると思うのですが、その人数は何人くらいなのでしょうか。</p>
清水教育支援課長	<p>不登校の定義は、年間を通して30日以上学校に來られていないお子さんが該当しますが、そういったお子さんについては、令和3年度、小中学校で258人おります。ただ、学校には30日を超えて来ることができなかつたとしても、登校支援室ではなく、中にはすぼっとケアを活用している生徒はおります。</p>
林委員	<p>薬物乱用防止教室についてですが、小学校では6年生を対象として薬物乱用防止教室を行っていると思いますが、最近、インターネットが急速に普及しており、6年生からでは遅いケースも出てくるかと思っております。薬物乱用防止教室は6年生でも良いと思いますが、インターネットやタブレットを活用する際などに、授業の中からも低学年からその危険性を啓蒙するというのも必要ではないかと思っております。</p>
中島学校教育支援室長	<p>今、林委員からお話いただきました件につきましては、今後、方向性等を検討する際には、考えてまいりたいと思っております。</p>
黒川教育長	<p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>(質疑終了)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p>
川口学校教育課長	<p>次に、報告事項(2)江別市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の公募についての報告を求めます。</p> <p>川口学校教育課長お願いします。</p> <p>報告事項(2)江別市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の公募について、ご説明いたします。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>はじめに、1 公募理由についてであります。江別市市民参加条例に基づき、通学区域審議会委員に市民公募委員を加えることで、より広く市民の意見等を通学区域の設定等に反映させようとするものです。</p>

<p>黒川教育長</p>	<p>次に、2 任期につきましては、令和5年6月14日から令和7年6月13日までの2年間です。</p> <p>次に、3 募集人員につきましては、2名でございます。</p> <p>次に、4 応募資格につきましては、市内に居住、通勤または通学する18歳以上の方で、市が設置する審議会などの委員を3つ以上兼任していない方などです。</p> <p>次に、5 応募期間につきましては、令和5年4月3日から5月2日までといたします。</p> <p>次に、6 報酬等につきましては、江別市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づき支給いたします。</p> <p>次に、7 選考方法につきましては、選考委員会を設置し、作文審査により選考を行います。</p> <p>なお、募集の案内につきましては、広報えべつ4月号及び市のホームページに記事を掲載するとともに、応募用紙を市役所本庁舎ほか公共施設に配置する予定であります。</p> <p>また、委員の委嘱につきましては、5月の定例教育委員会にて、ご審議いただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま報告のありました、江別市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の公募について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p>
<p>田中生涯学習課長</p>	<p>次に、報告事項(3)旧町村農場保存活用推進事業についての報告を求めます。</p> <p>田中生涯学習課長お願いします。</p> <p>報告事項(3)旧町村農場保存活用推進事業について、ご報告いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>旧町村農場の保存活用については、昨年4月と11月の定例教育委員会に事業の目的、スケジュール、整備方針の策定等をご報告しておりますが、改修工事の概要やその後の状況等について、ご報告いたします。</p> <p>旧町村農場は、建築後90年以上が経過し、雨漏りや壁の腐食など施設全般にわたり老朽化が著しいことから令和5年度に大規模改修を行います。</p> <p>令和4年度では、市場調査・分析などの委託調査をはじめ、市民ワークショップを開催し市民意見をお聞きしたほか、商工会議所、観光協会や庁内関係部局に相談、協議を行い、11月に旧町村農場保存活用整備方針を策定いたしました。</p> <p>令和5年度には、整備方針における施設整備の方向性に基づきまして、建物の改修と施設整備を行います。</p> <p>「1 改修の概要」であります。施設整備の方向性としましては、市の酪農に関する歴史と産業について後世に伝える施設を基本とし、新たな機能を付加した施設へと改修いたします。</p> <p>(1) 歴史的建造物の保全では、建築後94年が経過し老朽化が進む建物を改修して、貴重な建物を保存いたします。</p> <p>次に、(2) 酪農の歴史を伝える施設では、パネルや農機具実物の既存展示を再構築し、Wi-Fi環境を整備してデジタルを活用した映像や音声による展示を整備いたします。</p> <p>次に、(3) 誰でも利用しやすい施設では、地域住民や団体の会議、研修、講演での利用や、調理スペースを活用したバター、チーズなどをつくる体験会など、誰でも利用しやすい、交流の場となる施設へ改修いたします。</p> <p>次に、(4) 市民の活動を支える施設では、陶芸展や写真展、絵画展等の文化芸術作品の展示と鑑賞など、市民の活動を支える施設へ改修いたします。</p> <p>次に、(5) 立ち寄り・周遊拠点となる施設では、現在はアイスクリーム、ヨーグルト、牛乳、バター、チーズ、サブレなど限られた製品を販売しておりますが、乳製品を中心に江別の特産品や乳飲料等の提供など物販の充実を図り、北海道林木育種場旧庁舎などの観光関連施設と連携することにより、多くの方が立ち寄る周遊拠点を目指し改修いたします。</p> <p>続きまして、「2 経過・今後の予定」であります。3月10日に内閣府から本事業が、デジタル田園都市構想交付金の地方創生拠点整備タイプの交付対象に決定した旨、内示がありました。</p>

<p>黒川教育長</p>	<p>5月中旬頃には、改修工事や展示再整備に係る工事の入札執行を予定しており、工事期間については、5月から来年3月までを予定しています。</p> <p>また、令和6年4月にリニューアルオープンを予定しています。</p> <p>なお、進捗状況によりまして、今後、実施時期や期間は前後する可能性があります。</p> <p>次に、2・3ページの資料は、「1 改修の概要」でご説明しました施設整備の方向性を具体化した改修イメージ図になります。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま報告のありました、旧町村農場保存活用推進事業について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に、報告事項(4)姉妹都市グレシャム市及び友好都市土佐市との教育交流についての報告を求めます。</p>
<p>田中生涯学習課長</p>	<p>田中生涯学習課長お願いします。</p> <p>報告事項(4)姉妹都市グレシャム市及び友好都市土佐市との教育交流について、ご報告いたします。資料をご覧ください。</p> <p>江別市では、姉妹都市である米国オレゴン州グレシャム市及び友好都市である高知県土佐市と、これまで小学生、中学生、高校生を相互に派遣等を行う教育交流を行ってきております。</p> <p>しかしながら、令和2年度から令和4年度までの3年間は、新型コロナウイルス感染症の拡大から、小中高校生の派遣・受入を中止していましたが、新型コロナウイルスの感染防止に留意しつつ、令和5年度から各事業を再開できるよう両市と準備を進めています。</p> <p>「1 グレシャム市との教育交流」の「(1) 中学生国際交流事業」ですが、自国と相手国の文化や歴史に対する理解を深め、豊かな国際感覚が養われることを目的に、教育委員会が平成7年度から実施している事業で、派遣と受入の時期、期間、人数は資料記載のとおりであります。</p> <p>令和4年度では、相互交流を3年間中止したことから、代替事業についてグレシャム市と協議しましたが、調整が着かず実施には至りませんでした。現在、令和5年度からの事業再開に向け、協議・調整を行っているところです。</p> <p>次に「(2) 高校生相互派遣事業」ですが、自国と相手国の歴史や現状を理解し、国際的視野を持った人材の育成を目的に、生涯学習課が事務局を務める江別市都市提携委員会が昭和53年度から実施している事業で、受入と派遣の時期、期間、人数は資料記載のとおりです。</p> <p>令和4年度では、相互派遣を3年間中止したことから、代替事業として高校生相互オンライン交流事業を実施します。3月12日に1回目を行い、4月と5月に各1回を予定しています。</p> <p>次に、「2 土佐市との教育交流」の「(1) 小中学生国内交流研修事業」ですが、異なる生活文化や風土に触れることで、豊かな感性を育み、また、江別市への理解を深めることを目的に、教育委員会が平成5年度から実施している事業で、派遣と受入の時期、期間、人数は資料記載のとおりです。</p> <p>令和4年度では、交流研修を3年間中止したことから、代替事業について土佐市と協議しましたが、調整が着かず実施には至りませんでした。現在、令和5年度からの事業再開に向けて、協議・調整を行っているところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>黒川教育長</p>	<p>ただいま報告のありました、姉妹都市グレシャム市及び友好都市土佐市との教育交流について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に、報告事項(5)適応指導教室「すぼっとケア」の拡充についての報告を求めます。</p>
<p>清水教育支援</p>	<p>清水教育支援課長お願いします。</p> <p>報告事項(5)適応指導教室「すぼっとケア」の拡充について、ご説明いたします。資</p>

<p>課長</p> <p>黒川教育長</p> <p>須田委員 清水教育支援 課長 黒川教育長</p> <p>山崎総務課長</p>	<p>料をご覧願います。</p> <p>不登校児童生徒の学校への復帰や社会的自立を支援することを目的として設置している適応指導教室「すぼっとケア」について、不登校児童生徒に対する支援をより充実させるため、次のとおり内容を変更するものであります。</p> <p>1の変更内容につきましては、資料記載のとおり、令和5年3月までは週4日、月曜日から木曜日の10時から12時まで、青年センターと情報図書館を会場に開催していましたが、令和5年4月からは金曜日を追加し、週5日、10時から12時まで、青年センターと情報図書館で開催いたします。</p> <p>次に2の変更時期につきましては、令和5年4月10日であります。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま報告のありました、適応指導教室「すぼっとケア」の拡充について、質問等がございましたらお受けします。</p> <p>昨年度のすぼっとケアの参加人数を教えてください。</p> <p>令和4年度のすぼっとケアへの通級児童生徒数につきましては、学校を通して通級届を出している児童生徒数は56人となっております。</p> <p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>(質疑終了)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>続いて、2の審議事項に入ります。</p> <p>審議事項(1) 令和5年議案第7号 江別市教育委員会の所管に係る江別市個人情報の保護に関する法律施行細則の制定についての説明を求めます。</p> <p>山崎総務課長お願いします。</p> <p>議案第7号 江別市教育委員会の所管に係る江別市個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について、ご説明いたします。</p> <p>議案の3ページ、令和5年議案第7号関係資料(図解)をご覧ください。これを用いて制定理由をご説明いたします。</p> <p>個人情報の保護に関する法律の一部改正により、令和5年4月1日から地方公共団体を含め、個人情報保護制度が全国一元化されます。図解左枠のとおり、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等において、別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが、今後は右枠のとおり、同一の法律に基づき全国統一で運用されることとなります。</p> <p>これに伴い、市長部局においては、右枠の中央になりますが、4月1日から施行する江別市個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定のうえ、左枠の右上、現行の江別市個人情報保護条例は廃止したところです。</p> <p>また、これら条例の制定、廃止に伴い、図解ではそれぞれの条例の点線の下となりますが、左枠、現行の江別市個人情報保護条例施行規則を今月中に廃止して、新たに右枠、江別市個人情報の保護に関する法律施行細則という規則を制定します。</p> <p>なお、市の新たな規則の名称が「法律施行細則」とされるのは、国が既に法律施行規則を制定しており、これとの混同を避けるため、「細則」とするものです。</p> <p>一方、江別市教育委員会では、当委員会が所管する個人情報の取扱いについて、左枠の一番右側の網掛け、江別市教育委員会の所管に係る江別市個人情報保護条例施行規則という委員会規則に基づき、現行の市の条例施行規則を引用するかたちで、現在、事務を行っております。</p> <p>しかし、前段のとおり、市長部局は現行の規則を廃止し、新たに、法律施行細則を制定することから、当委員会においても、現行の委員会規則を廃止し、右枠の一番右側の網掛けのとおり、市長部局に合わせて、新たに、法律施行細則という委員会規則を制定する必要があります。</p> <p>本議案は、この委員会規則の制定、廃止に関しご提案するものであり、新たに制定する委員会規則が、議案名にありますとおり、江別市教育委員会の所管に係る江別市個人情報の保護に関する法律施行細則であります。</p> <p>1ページにお戻り願います。1 制定理由につきましては、今ほどの説明を簡潔に記載しております。</p>
--	---

<p>黒川教育長</p>	<p>2ページをご覧ください。</p> <p>新たに制定する委員会規則であります。内容といたしましては、市の法律施行条例の規定に基づき、当委員会が所管する個人情報の取扱いについては、市長が定める措置及び取扱いの例による、と定めるものです。</p> <p>下段、附則の1のとおり、施行期日は令和5年4月1日、また2のとおり、この委員会規則の制定に伴い、現行の委員会規則は廃止となります。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、令和5年議案第7号 江別市教育委員会の所管に係る江別市個人情報の保護に関する法律施行細則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、(2) 令和5年議案第8号 江別市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。</p> <p>山崎総務課長お願いします。</p>
<p>山崎総務課長</p>	<p>議案第8号 江別市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。</p> <p>議案の1ページ、1 改正理由をご覧ください。</p> <p>現行の江別市教育委員会会議規則では、第21条「傍聴できない者」において、精神障がい者の会議傍聴を制限する旨の文言が規定されていることから、本議案は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨に鑑み、当該文言を削除するなど、所要の改正を行うことをご提案するものであります。</p> <p>次に3ページ、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>表の左、規則第21条第1号を削除し、第2号から第4号を1号ずつ繰り上げることにより、改正後は表の右のとおり、傍聴できない者とは、酒気を帯びている者、会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者、前2号に掲げる者のほか、教育長が傍聴を不適当と認めた者、この3つの事由に該当する者が対象となります。</p> <p>2ページへお戻り願います。</p> <p>改正規則は記載のとおりであり、施行期日は令和5年4月1日です。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>黒川教育長</p>	<p>それでは、令和5年議案第8号 江別市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、(3) 令和5年議案第9号 江別市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定についての説明を求めます。</p> <p>山崎総務課長お願いします。</p>
<p>山崎総務課長</p>	<p>議案第9号 江別市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について、ご説明いたします。</p> <p>議案の1ページ、1 改正理由をご覧ください。</p> <p>本議案は、男性職員の育児参加や女性職員の活躍を推進するため、育児休業制度等の利用がより一層促進されるよう、その承認に係る事務手続を簡略化することを目的に、江別市教育委員会事務専決規程について所要の改正を行うことをご提案するものであります。</p> <p>具体的には、江別市教育委員会の職員における育児休業、育児短時間勤務及び部分休業について、現行制度では、その利用を承認するのは教育長とされているところですが、市長部局では、令和5年4月1日から、課長相当職以上を除く職員による利用の承認を、部長職の個別専決権限事項に変更し、事務手続を簡略化することから、当委員会の取扱いについても同様に変更するものであります。</p> <p>次に3ページ、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>規程第3条は、教育委員会の部長、次長等及び課長の個別専決権限事項について別表第</p>

	<p>2のとおりとすると規定しており、新旧対照表は、その別表第2を記載したものであります。</p> <p>現行制度では、承認者は教育長であるため、表の左、改正前には定めがありません。</p> <p>改正後は表の右の上段のとおり、教育部長の個別専決権限事項に第7号として、課長相当職以上を除く職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認、を加えます。</p> <p>なお、その上の第2号については、今回の改正に合わせて字句の整備を行うものです。</p> <p>2ページへお戻り願います。</p> <p>改正規程は記載のとおりであり、施行期日は令和5年4月1日です。</p> <p>以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>私から1点、確認したいことがございます。</p> <p>課長以上を除くということは、例えば課長や次長が育児休業等を取得するときには、部長専決ではなく、教育長決裁になるということでしょうか。</p>
黒川教育長	
山崎総務課長	<p>そのとおりでございます。今回、市長部局での改正に合わせて、教育委員会としても同様の取扱いとして、整理するものでございます。</p>
黒川教育長	<p>ほかに質問等はございませんか。</p> <p>(質疑終了)</p> <p>それでは、令和5年議案第9号 江別市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定についてを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>続いて、3のその他、各課所管事項についてに入ります。</p> <p>(1) 江別市学校運営委員会委員の委嘱についての説明を求めます。</p> <p>山崎総務課長お願いします。</p>
山崎総務課長	<p>江別市学校運営委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。</p> <p>江別市学校運営委員会委員につきましては、令和5年3月31日をもちまして、2年の任期が満了となりますことから、後任となる委員の委嘱につきまして、次回の定例教育委員会においてご審議いただきたいと存じますので、よろしく願います。</p> <p>以上です。</p>
黒川教育長	<p>本件に対する質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>本件は、これで終了いたします。</p> <p>次に、(2) 江別市スポーツ推進委員の委嘱についての説明を求めます。</p> <p>堀井スポーツ課長お願いします。</p>
堀井スポーツ課長	<p>江別市スポーツ推進委員の委嘱について ご説明いたします。</p> <p>江別市スポーツ推進委員につきましては、江別市スポーツ推進委員規則の規定に基づき、令和3年5月1日から2年の任期で、23名の委員に委嘱しております。</p> <p>令和5年4月30日をもって、委員の任期が満了となりますことから、現在、委員の選考事務を進めているところであります。</p> <p>後任となる委員の委嘱につきまして、次回の定例教育委員会において、ご審議いただきたいと存じますので、よろしく願います。</p> <p>以上です。</p>
黒川教育長	<p>本件に対する質問等がございましたらお受けします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>本件は、これで終了いたします。</p> <p>それでは次に、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願います。</p> <p>山崎総務課長お願いします。</p>
山崎総務課長	<p>次回の教育委員会の案件でございますが、審議事項として、今ほど各課所管事項としてご説明いたしました江別市学校運営委員会委員の委嘱について、江別市スポーツ推進委員の委嘱についてなどを予定しております。</p> <p>また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、4月27日木曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。</p>
黒川教育長	<p>ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は、4月27日木曜日午後2時30</p>

分からということで、皆様よろしいですか。 (一同了承) 以上をもちまして、第3回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)
--

終了 午前10時52分

署名人（教育長） 黒川 淳 司

署 名 人 支 部 英 孝